

平成29年度第10回
東京都私立学校審議会（第772回）

平成30年 2月19日（月）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成29年度第10回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち17名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は、認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学行政課長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります7件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項及び第31条第2項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

平成30年2月19日付、東京都知事名

記、1、江東服飾高等専修学校の設置者変更認可について（江東区）外6件

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件5件とただいま説明のありました新たに諮問される案件7件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号～議案第10号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに、既に諮問されている案件について、審議いたします。

議案第1号は、千代田インターナショナルスクール東京の設置認可についてでございます。

本案件につきまして、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の小泉委員から調査結果につきまして説明願います。

○小泉委員 それでは、議案第1号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、千代田インターナショナルスクール東京の設置認可についてでございます。

平成30年1月29日に三宅主査、東京都私学部及び私で第1部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人武蔵野大学から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などについては、各種学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、各種学校規程等の関連法令の遵守を徹底した、適正な学校運営及び教育活動を行っていただきたいこと。また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

2つ目は、日本国籍を有する義務教育年齢の児童、生徒の入学については、関係法令を遵守し、児童、生徒並びに保護者にとって不利益が生じないよう、適正に対処していただきたいこと。

3つ目は、国際バカロレアの認定を前提とした教育課程であるため、教員の確保や教育の内容の検討等の準備を計画的に進め、認定計画に遅れが生じることのないように努めていただきたいこと。また、現時点では認定が保証されているものではないことから、当該認定にかかる計画及び手続の段階について正確に説明するなど、適切なPR活動を行っていただきたいこと。

4つ目は、日本人とは通学等に関する認識が異なる保護者がいることに留意し、学校内及び通学時における児童、生徒の安全を確保するために、万全の対策を講じていただきたいこと。また、登下校や休み時間に近隣に迷惑をかけないように、生徒を十分に指導し、近隣住民との良好な関係を保っていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を

行うことは問題なかろうと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局から説明をいたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、学校法人武蔵野大学から申請がありました、千代田インターナショナルスクール東京の設置認可でございます。

本案件は、平成28年10月に設置計画の承認を受けておりますが、このたび、校舎の完成により、各種学校の設置認可のご審議をお願いするものでございます。

それでは、設置要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、学校教育法に基づく各種学校として、仏教精神に基づき、外国人児童・生徒等を対象に英語による初等中等教育を施すことにより、国際的に活躍する人材を育成することを目的とする」でございます。

学校の名称及び位置は要項2～3に記載のとおりです。

開設の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持の方法は、要項5に記載のとおりです。

設置者は、学校法人武蔵野大学で、理事長は石上智康氏、校長は大迫弘和氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項8に記載のとおり、初等部については修業年限5年、入学定員40名、総定員200名。中等部については、修業年限4年、入学定員40名、総定員160名。高等部については、修業年限3年、入学定員40名、総定員120名とし、合わせて入学定員は120名、総定員は480名です。

主要教科名は要項9に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項10～13に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項14及び15に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第2号及び議案第3号は、学校法人葉本学園の寄附行為認可及び足立双葉幼稚園の設置者変更認可でございます。本案件につきましては、部会調査をお願いしておりますので、第2部会の町山委員から、調査結果につきまして説明を願います。

○町山委員 それでは、議案第2号及び第3号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、足立区所在の足立双葉幼稚園の設置者を葉本喜信氏から学校法人葉本学園に変更するものです。

去る1月31日、友松委員、私学部及び足立区の担当職員と私とで、部会調査を実施いたしました。

足立双葉幼稚園は、昭和40年以来、40年以上の間、次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられてきました。心身ともに健全に成長することに加え、集団生活の中での礼儀を身につけることを重視しているとのこと。

また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果については、以上のとおりでございますが、その際、3点ほどの要望をいたしました。

1つ目は、学校法人として学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関連法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいことを要望いたしました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題ないと思います。なお、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第2号及び議案第3号について、ご説明申し上げます。

これは、足立区所在の足立双葉幼稚園の設置者を学校法人葉本学園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに学校法人葉本学園の寄附行為認可についてご説明いたします。議案第2号をごらんください。

名称は学校法人葉本学園で、事務所の所在地及び目的は要項2及び3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、足立双葉幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者または3親等以内の親族は一人を超えて含まれておりません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は一人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7～9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第3号、足立双葉幼稚園設置者変更要項をごらんください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1～3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成30年4月2日を予定しております。

変更の理由は「教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高める為、学校法人葉本学園を設立する」ものでございます。

新設置者は学校法人葉本学園、設立代表者は葉本喜信氏、園長も同じく葉本喜信氏でございます。

経費の見積り及び維持の方法は、要項8に記載のとおりでございます。

また、要項9にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第2号及び議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第4号及び議案第5号は、学校法人小澤学園の寄附行為認可及び国立富士見台幼稚園の設置者変更認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第2部会の友松委員から、調査結果につきまして説明願います。

○友松委員 それでは、議案第4号及び第5号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、国立市所在の国立富士見台幼稚園の設置者を小澤谷守氏から学校法人小澤学園に変更するものでございます。

去る2月2日、遠藤委員、私学部及び国立市の担当職員と私とで、部会調査を実施いたしました。

国立富士見台幼稚園は、昭和41年以来、40年以上の間、次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられてきました。

教育については、自然や遊びを通じ学ぶことや、集団の中でははじめを持って生活することを目標としているとのことです。また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果については以上のとおりでございますが、その際、3点ほどの要望をしましてまいりました。

1つ目は、学校法人として学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関連法令を遵守し、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいことを要望してまいりました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思っております。詳細につきましては、事務局からご説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第4号及び議案第5号についてご説明申し上げます。

これは、国立市所在の国立富士見台幼稚園の設置者を学校法人小澤学園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに学校法人小澤学園の寄附行為認可についてご説明いたします。議案第4号をごらんください。

名称は学校法人小澤学園で、事務所の所在地及び目的は要項2及び3に記載のとおりで

ざいます。

設置する幼稚園名は、国立富士見台幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者または3親等以内の親族は1人を超えて含まれておりません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は一人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7～9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第5号、国立富士見台幼稚園設置者変更要項をごらんください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1～3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成30年4月2日を予定しております。

変更の理由は「教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高める為、学校法人小澤学園を設立するもの」でございます。

新設置者は、学校法人小澤学園、設立代表者は小澤谷守氏、園長も同じく小澤谷守氏でございます。

経費の見積り及び維持の方法は、要項8に記載のとおりでございます。

また、要項9にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号及び議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第6号は、専修学校の設置者変更認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第6号江東服飾高等専修学校の設置者変更認可についてご説

明いたします。

江東服飾高等専修学校は、専修学校として昭和52年4月1日に設置認可を受けた学校ですが、このたび設置者死亡のため、設置者変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的、学校、課程の名称及び位置は要項1～4に記載のとおりです。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由は、要項6に記載のとおり、旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぎ、学校の存続を図るためでございます。

新設置者は平部次昭氏で、校長は平部雅子氏でございます。

経費の見積り及び維持の方法は要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、予算概要につきましては、それぞれ要項11～14に記載のとおりです。

備考欄には、学校設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第6号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第7号及び議案第8号は、各種学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第7号、東京朝鮮第4初中級学校の収容定員に係る学則変更認可について、ご説明いたします。

東京朝鮮第4初中級学校は、各種学校として昭和30年4月1日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、収容定員の減員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校の名称は要項1に記載のとおり、東京朝鮮第4初中級学校から東京朝鮮第4幼初中級学校に変更いたします。

学校の位置は要項 2 に記載のとおりです。

変更の時期は、平成30年 4 月 1 日を予定しております。

変更の理由は、幼級部新設及び生徒数減少に対応するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人東京朝鮮学園で、理事長は金順彦氏。校長は呉英哲氏です。

経費の見積り及び維持の方法は要項 7 に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は要項 8 に記載のとおりで、初級部の入学定員を60名から30名へ、中級部の入学定員を60名から30名へ減員し、新たに入学定員10名、修業年限 4 年の幼級部を設置します。これにより、総定員は540名から310名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項 9～11に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考にごらんください。

以上で、議案第 7 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 8 号、西東京朝鮮第 1 初中級学校の収容定員に係る学則変更認可について、ご説明いたします。

西東京朝鮮第 1 初中級学校は、各種学校として、昭和30年 4 月 1 日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、収容定員の減員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称は要項 1 に記載のとおり、西東京朝鮮第 1 初中級学校から、西東京朝鮮第 1 幼初中級学校に変更いたします。

学校の位置は、要項 2 に記載のとおりです。

変更の時期は平成30年 4 月 1 日を予定しております。

変更の理由は、幼級部の新設及び生徒数減少に対応するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人東京朝鮮学園で、理事長は金順彦氏、校長は申俊植氏です。

経費の見積り及び維持の方法は要項 7 に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は要項 8 に記載のとおりで、初級部の入学定員を60名から30名へ、中級部の入学定員を60名から30名へ減員し、新たに入学定員15名、修業年限 4 年の幼級部を設置します。これにより、総定員は540名から330名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9～11に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考にごらんください。

以上で、議案第8号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

○町山委員 1つ、修業年限が13年になりますが、日本の学校でいうとどのような学年割り当てになるのでしょうか。例えば幼稚園の年長が入るとか。

○議案担当者 幼級部が2歳からスタートしておりまして、幼級部は5歳で終わり。初級部は6歳から始まりというふうになっております。

○町山委員 初級と中級部は日本の学校の学生と同じ。

○議案担当者 同じです。

○町山委員 この学校は、どのような種別の。専修学校と各種学校とかね。

○議案担当者 各種学校という区分に。

○町山委員 そういった場合には、いわゆる私学助成というのはあるのですか。

○議案担当者 ここに関しては出ていません。対象にはなっていないです。

○町山委員 すると、保護者が学費全てを負担ということで考えていいのですか。

○議案担当者 そうです。

○町山委員 資格は、中級部を卒業をすると、日本の義務教育の中学校卒業と同じ資格を得られるのですか。

○議案担当者 いえ、ここはあくまで各種学校を卒業したという。

○近藤会長 各種学校ですから、資格はない。

○町山委員 資格は全くない。

○議案担当者 はい。

○町山委員 例えば、日本の高等学校に行く場合はどのような措置をするのですか。

○加茂川委員 中卒認定試験を受けたり、高卒認定試験を受けたり。別の資格を取って。例えば高等学校に入るためには、中卒認定試験を受けて資格を得てから入ります。別の手続をとらなければ。

○町山委員 高校にはそのような制度があるわけですね。大学のものは存じ上げております

けれどもね。ありがとうございます。

○近藤会長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第7号及び議案第8号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園関係の案件でございます。

議案第9号及び議案第10号は、幼稚園の設置者変更でございます。事務局より一括説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第9号、みょうじょう幼稚園の設置者変更認可についてご説明申し上げます。

学校の目的、名称、位置はそれぞれ要項1～3に記載のとおりです。

変更の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、教育条件の維持向上を図り、その運営をさらに安定化するため、設置者を変更するものでございます。

新設置者は学校法人フランシスコ学園、園長は高橋由美氏でございます。

経費の見積り及び維持の方法は要項8に記載のとおりです。

また、要項9にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

続きまして、議案第10号をご説明させていただきます。

それでは、議案第10号、不二幼稚園の設置者変更認可について、ご説明申し上げます。

学校の目的、名称、位置はそれぞれ要項1～3に記載のとおりです。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、旧設置者の死亡により、新設置者が引き継ぎ、幼稚園の存続を図るものでございます。

新設置者は田中克宜、園長は酒井繁典氏でございます。

経費の見積り及び維持の方法は要項8に記載のとおりです。

また、要項9にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは議案第9号及び議案第10号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件でございます。議案第11号及び議案第12号は、学校法人の寄附行為認可並びに幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可でございます。

議案第11号及び議案第12号は第2部会の所管でございますので、第2部会の委員の皆様には、部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。次回、3月の開催は19日月曜日を予定しております。会場は開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。ご審議、ありがとうございました。

午後3時27分閉会